

東京オリンピック・パラリンピック山梨県実行委員会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、東京オリンピック・パラリンピック山梨県実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所をスポーツ振興局内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、東京オリンピック・パラリンピックに係る機運醸成・おもてなし等の取組を推進するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機運醸成・おもてなしに関すること。
- (2) 魅力発信及び地域活性化に関すること。
- (3) 自転車競技ロードレースに係る準備及び運営協力に関すること。
- (4) オリンピック聖火及びパラリンピック聖火に関すること。
- (5) その他大会の開催に必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(委 員)

第5条 本会は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱した委員をもって構成する。

- (1) 関係機関、団体等の役職員
 - (2) 前号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者
- 2 前項第1号の委員は、その役職にある者をもって充て、その役職に異動があった場合は、その後任者を充てる。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第7条 会長は、山梨県知事をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、委員のうちから会長が指定する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代行する。
- 3 常任委員は常任委員会を構成し、本会の運営のため必要な事項を審議する。
- 4 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(任期)

第9条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱又は選任されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時の機関及び団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 本会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門部会

(総会)

第12条 総会は、委員等をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した副会長がこれに当たる。

4 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

5 総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任することができる。

6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による決議)

第12条の2 会長は、やむを得ない理由により総会の招集が困難であるときは、書面により委員の可否を伺い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項に規定する場合においては、前条第5項の規定にかかわらず、委員の代理はこれを認めない。

3 書面による決議は、回答の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 常任委員会は、会長が招集する。

3 常任委員会の議長は、会長又は会長が指定した常任委員がこれに当たる。

4 常任委員会は、次の事項を審議決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門部会の設置及び付託事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまがない場合における緊急な事項に関すること。

(4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

5 常任委員会は、前項の規定により審議決定したときは、次の総会に報告しなければならない。

6 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。

(専門部会)

- 第14条 専門部会は、専門委員をもって構成する。
- 2 専門部会の委員は、有識者のうちから会長が委嘱する。
 - 3 会長は、必要な事項が発生した場合は、随時、委員を増やすことができる。
 - 4 専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項を調査審議し、その結果を常任委員会に報告する。
 - 5 専門委員の任期については、第9条の規定を準用する。
 - 6 専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会の権限に属する事項のうち、会議を招集するいとまがない場合における緊急な事項について、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会及び常任委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第17条 本会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、山梨県の財務に関する規則等の例による。

第7章 解散

(解散)

- 第19条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。

第8章 補則

(補則)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成30年9月13日から施行する。
- 2 第18条の規定にかかわらず、平成30年度の会計年度は、この会則の施行の日から平成31年3月31日までとする。
- 3 この会則は、令和元年6月3日から施行する。
- 4 この会則は、令和2年4月1日から施行する。